

医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードを用いた顔認証システムを使用しての受診が可能です。それに伴い医療情報取得加算がかかります。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った家の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは

マイナポータル



医療情報取得加算加算（初診時、再診時（再診時は3ヵ月に1回））
マイナ保険証、紙の保険証での受診に関わらず 1点（3円※の負担）
※3割負担の場合

患者さんの情報取得オンライン資格確認について、下記の整備を行います。

- ☑オンライン資格確認を行う体制を有します。
- ☑マイナンバーカードを活用し薬剤情報や特定検診等の診療情報を取得・活用します。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。